

# 令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 吉 富 町

## 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	90.0%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	81.0%
全職員	75.2%

## 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	95.4%
本庁課長補佐相当職	100.5%
本庁係長相当職	92.9%

### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	93.9%
31～35年	91.2%
26～30年	—
21～25年	84.9%
16～20年	73.5%
11～15年	84.4%
6～10年	98.2%
1～5年	90.7%

### 【説明欄】

- ・表中の割合は一般職員、再任用職員及び会計年度任用職員を対象に算定している。
- ・短時間勤務職員等については、常勤職員と比較した勤務時間に応じて、職員数を換算している。
- ・性別ごとの「全職員」に対する「任期の定めのない常勤職員以外の職員」の割合が、男性2.5%、女性25.6%となっており、男性に給与水準が高い「再任用職員」が多く、女性にこれらの任用形態より給与水準が低い「会計年度任用職員」が多いため、相対的に給与水準が低い職員が女性に偏っている。
- ・「全職員」の男女の給与の差異に関して、女性のパートタイム会計年度任用職員の比率が高いことにより、差異が大きくなっている。
- ・役職段階別の本庁部局長・次長相当職区分については該当する職員がないため記載なし。
- ・勤続年数別の26～30年は、女性の職員がないため記載なし。